

富山大学都市デザイン学部インターンシップ等実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学都市デザイン学部におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項に定めるインターンシップ等とは、本学部の授業の一環として学生が企業、官公庁等（以下「企業等」という。）において、実習あるいは研修形態の就業体験を行うことをいう。

- 2 インターンシップ等は、全学年を対象とし、実施対象年次によって次のとおり称する。
- 1年次及び2年次対象 キャリアスタディ
 - 3年次及び4年次対象 インターンシップ

(授業科目、単位数等)

第3条 インターンシップ等は、次の授業科目として実施する。

- (1) キャリアスタディA（1年次及び2年次対象） 1単位(5日以上10日未満)
- (2) キャリアスタディB（1年次及び2年次対象） 2単位(10日以上)
- (3) インターンシップA（3年次及び4年次対象） 1単位(5日以上10日未満)
- (4) インターンシップB（3年次及び4年次対象） 2単位(10日以上)

第4条 単位認定するインターンシップ等は、同一の企業等に5日以上実働するものとする。なお、2つ以上の企業等において、それぞれ5日以上10日未満実働した場合、対象年次により、合わせて「キャリアスタディB（2単位）」又は「インターンシップB（2単位）」として認定することができる。ただし、1つの企業等での実働日数が15日以上の場合であっても、「キャリアスタディA」及び「キャリアスタディB」並びに「インターンシップA」及び「インターンシップB」の両科目の単位を認定することはできない。

- 2 「キャリアスタディA」及び「インターンシップA」並びに「キャリアスタディB」及び「インターンシップB」の重複単位認定は認めないものとする。

(実施期間)

第5条 インターンシップ等の実施時期は、原則として履修に支障のない期間に実施する。

(事前指導)

第6条 インターンシップ等の実施に際しては、十分な事前指導を行うものとする。

(成績評価)

第7条 インターンシップ等の成績評価は、インターンシップ等の実施企業等の評価に基づき授業担当教員が判定することとし、評価は合格・不合格とする。

(履修申請)

第8条 インターンシップ等を履修しようとする学生は、所定の期日までに履修票及びインターンシップ等の実施企業等が求める書類を理工系学務課（都市デザイン学部担当）に提出しなければならない。

(報告書)

第9条 インターンシップ等を終了した学生は、終了後、直ちに報告書を理工系学務課（都市デザイン学部担当）に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、インターンシップ等に関し必要な事項は、富山大学都市デザイン学部教務委員会で協議する。

附 記

この要項は、令和元年11月20日から実施する。

附 記

この要項は、令和2年6月17日から実施する。

附 記

この要項は、令和5年4月1日から実施する。